

令和4年度与党税制改正大綱について

本日、「令和4年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、少子高齢化社会への対応や国土強靱化の推進、さらには地方創生への取組などの諸施策を都市自治体が積極的に進める中、都市財政に影響を及ぼす多くの課題が含まれていたところであり、取りまとめにあられた与党関係者の方々のご尽力に敬意を表するものである。

固定資産税については、昨年の評価替えに際し、令和3年度に限った臨時・異例の措置として、税額が増加する全ての土地について前年度の税額に据え置く大変厳しい特別な措置が講じられたものの、令和4年度以降は、既定の負担調整措置を継続して行うことが法律上定められ、予見可能性等の観点から配慮されたものと受け止めていたところである。

しかしながら、この度、住宅用地は既定の方針が堅持されることとされた一方、商業地等については、税額が上昇する土地について、評価額の2.5%分の税額までとすることとされた。固定資産税として適切に本来の姿となるべきことを、都市自治体が切望していたにもかかわらず、このような結果に至ったことは、負担の公平性や都市自治体の基幹税である固定資産税として、極めて遺憾なものであると言わざるを得ない。

都市自治体においては、新型コロナワクチンの追加接種をはじめとしたコロナ対策はもとより、地域経済の安定を図り、住民生活の日常生活を守るため、引き続き全力で取り組む覚悟である。固定資産税は、こうした我々都市自治体を支える基幹税であることを踏まえ、その安定的確保を図るとともに、今回の措置は令和4年度限りとし、令和5年度は既定の負担調整措置を確実に実施し、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うことのないよう、この機会に改めて強く求めるものである。

また、ゴルフ場利用税の堅持に対する与党関係者の方々のご尽力に感謝を申し上げますとともに、引き続き、本税がゴルフ場所在の都道府県及び市町村の貴重な財源であることを踏まえ、将来にわたり現行制度が堅持されるよう求めるものである。

令和3年12月10日

全国市長会
会長 立谷秀清